



ああう

女性室広報誌

◆<特集> ④ 坊守制度 —課題と展望—

◆第2回女性会議 —「家」制度と女性—

◆コラム「ゆらぎ」 ◆投稿「声」

◆女性室公開講座 ◆本の紹介 ◆編集後記

4号

1999・5

特集 座談会

坊守制度 —課題と展望—



1999年1月28日 宗務所 第3会議室

見えてきた課題

見義 坊守制度を巡る問題について、2年間という論議期間があったわけですが、火が付いてきたのはここ半年という状況の中で、それぞれにいろいろな思いで関わっておられると思います。今回はそういうものを少し整理できたという意味も込めて座談会をさせていただいたわけです。最初にこれまで坊守制度についての議論に関わったり考えたりしてきた中で、出てきた問題点やいきづまっておられる点など、自己紹介を兼ねてお話しただけならと思います。

武田 私は寺族という立場です。女性住職が認められた時点で、今まであやふやなままで何の問題もなかったような坊守が、あやふやでは済まされなくなって慌てているという印象でした。いきづまっているということであれば、まず坊守を主従の関係にするか、ある

いは女に限るのか、配偶者に限るべきかどうかなど、それぞれ一つずつ決まらなないと先にも進めないと思います。

天野 昨年の夏に第1回「女性会議」が開けられましたが、男性参加者は私だけだったために、関心が高いと見られて今日ここによべられたのかなと思っています。実はあまりお話できるようなことはないのですが、いいご縁だと思っただけのこと出でまいました。坊守



天野さん

の問題については岡崎教区でもシンポジウムを開いたりしていますが、実はごく一部の^そ人だけで、全体の問題になってこない。組では全然問題になってこないし、みんなの関心事になってこないことがいきづまりとして感じ

出席者	天野 義裕さん (岡崎教区第7組覚照寺住職)	
	市江 康生さん (日豊教区築上組浄心寺推進員)	
	加賀田晴美さん (高岡教区第2組慧聲寺坊守)	
	釈氏 祥子さん (四国教区東讃1組福善寺坊守)	
	佐賀枝弘子さん (富山教区第12組榮明寺坊守)	
	武田真理子さん (四国教区東予組幡勝寺寺族)	
	三歸 裕子さん (大阪教区第22組光泉寺衆徒)	
女性室	見義 悦子 (スタッフ・司会者)	
	岩根ふみ子 (スタッフ)	藤沢 紹子 (スタッフ)
	辻内 春海 (主任)	大窪 祐宣 (組織部出仕)

まず、6月が期限だとして、まだ何も済んでいないのに期限だけが先に来るとい、そういう感じています。教区の方でもそういう問題提起をするのですが、何ともならないままに時間だけが過ぎていくという思いでいます。

加賀田 私は高岡教区の「女性の宗門活動に関する協議会」の座長をさせていただいて



加賀田さん

ます。出てきた問題点を絞れないというか、それぞれの立場や寺の事情があって、そして坊守さんの思いが一つにならないで、むしろ私が思った以上に、もっとバラバラなのだとということがわかっただけの1年間でした。とりあえず6月を目指して教区の意見を出したいという状況です。協議会の中では、意見そのものがあまりにも違いすぎるので、一応、最低のところを線に合わせて答申をだしているところぐらいまでは来ているのですが、教区全体になるとなかなかそこまでは

いかない。「私たちの立場が問題になってきたんだな」というところまでしかまだいいない。それで、12月に条例の期限を延ばしてほしいという要望書を出しましたが、それが受け入れられるのか分かりません。教区の意見をどういう形で出したとしても、坊守、女性、ひいては寺、住職自身の問題ということまでいくには、すごく時間がかかると思います。教区の意見が出てしまうと「そんなことがあったのかなあ」というくらいに忘れてしまうのではないかという危険性を私は感じていますので、できるだけ長く引っ張ればいいなということも考えています。中身がなくて期限を延ばすというのも困りますけれども、そういうように感じるのが、1年間やってみた今の思いです。

釈氏 数えてみたら坊守になりまして24年になります。この問題について、初めは無責任な状況判断のないところから気軽に期限を延ばせばいいとか言っていたのです。それを住職が聞いてたまりかねたのか「坊守も得度しているのだから明日から住職に代わって法務に出たらいい」と言われました。それ以上私としては何も言うエネルギーがなくなりま

して、住職というのはそんなに権限があるのか、坊守と住職は一緒に出発したはずなのにこうも格差があるのかと痛感しました。それで



釈氏さん

で今度生まれるときには絶対男性になりたいという思いもありました。しかし眼を自分の方向に向けましたら、そういう権力のある者の配偶者の指定席のような坊守の座に私はどっかりと座って、住職の秘書で事務、それと主婦をやってきて、これでよかったのかなあといういきづまりもあります。そして住職からは「一体どうしてほしいんだ」と問われているのです。「女性を住職に」ということを長い間言ってきて、やっと数年前に認められたことによって、今度は坊守の座ということが問われてきた。いま住職とも話をしているのですが、長い間かけて女性住職の座が得られたのだから、次に坊守の座やその職分については宗祖親鸞聖人の750回忌に向かってぼちぼちと検討していったらいい。ゆっくりとそれぞれ自分の立場を考えながらやっていったらいいのではないかなあと思っているのです。それで、「一体どうしてほしいのか」と問われたということは、“自分がどうありたいのか”ということ問われたにも関わらず、具体的にこうしてほしいという言葉が出ないというもどかしさを今一番感じています。

佐賀枝 坊守会連盟では、坊守の位置づけをはっきりしてほしいと、要望書を10年以上も前から出しています。ところが、坊守の位置づけということは言っている私たちも分か

らなかったわけです。いま釈氏さんがおっしゃったように、どうあるべきか、そのことが分からなくて、ただ配偶者であるということだけは変だと。坊守という指定席に妻であるというだけで座らせられること自体がおかしいということはわかっていて、位置づけをはっきりしてほしいと要望をしているのです。しかし非常に概念的な要望で、当局もどう触

っていいのかわからなかったのだろうと思います。ですから、当局の最初の頃のお返事は、「配偶者という位置づけがはっきりしているじゃありませんか」ということでした。しかし



佐賀枝さん

その配偶者というだけで決められていくから、いわゆる自分の意思も何もなく、役職というわけでもなく、何かもやもやしている。権利も待遇もさっぱりわからない。亡くなったら弔辞と弔慰金がいただけるという、それだけが坊守の待遇なのです。そんな曖昧なところで生きている坊守は、どうすればいいかということで要望をしたのですが、結局、具体的にはならなかったわけです。今回の坊守制度に関しても、女性住職の実現にともなって具体的な対応に迫られたわけでしょうが、今度は配偶者が問題だとわかっていながら、そのこと自体がキチッと問題化されていないということに、いまいきづまっているような感じですか。「配偶者でいいじゃないの、夫婦と一緒に聞法していくのだから何も問題じゃない」というような感じになってしまう。その辺でいきづまりまして、いくら話し合いを

してもなかなか進まない。坊守会連盟では昨年10月にアンケート調査をしましたが、“このままでいい”という答えがより多かった。でも、坊守会としての要望書が位置づけを明確にしてほしいということだったのに、“このままでいい”という意見が多いのは私たちの勉強不足というところへ原因が落ち着くのですけれども。配偶者でいいという今までの概念から自由になることが、まず私たちに与えられている課題だと思います。配偶者として指定席が与えられている坊守はそこで何をしたらいいのか。住職の秘書のような仕事でいいのか。坊守とは何かということを考えるには、自分を解放するといいいのか、そのことがまず問題でないかと思っています。

市江 私は同朋会運動に関わっている一門徒です。昭和59(1984)年に推進員になりまして今まで10数年推進員の活動をしています。昭和63(1988)年から同朋会運動につ



市江さん

いて総代の立場から話してくれということで、毎年2回ほどですが住職修習の講師として本山に來ています。その中で、平成4(1992)年7月に担当した住職修習で、女性室のスタッフの藤沢さんにお会いしました。私の体験では女性住職は初めてでしたので、「女性も住職になる時代が來たんだなあ」というふうにしか感じませんでしたが、いろいろとお話を聞くうちに、女性だということで住職になれるのに非常にご苦労されたということをお聞きして実はびっくりしたのです。そのよ

うなことがありまして女性問題に興味を持ち始めました。教区教化委員会で女性研修小委員会に所属していたこともありまして、坊守さんや婦人会の方々のご意見もよく聞いております。現在、わたしが組^ミでやっている仕事は、今まであまりお寺に來たことのない女性たちに声をかけて、仏法を聞いてもらうチャンスを作ろうということで、自主活動みたいな形でやっています。そういう話し合いの中で感じることは、今の30～40代の女性たちのものの考え方は、私の妻たちの年代と比べて随分違うなあということ。特に女性の権利意識については、びっくりしたり考えさせられることがよくあります。「真宗では女性がどんなふう^ニに扱われ、どんなふう^ニに言われているの」というような問いもよく出てきます。ですから、私たちスタッフも真宗の女性観などを学びながら少しでも真宗を理解してもらえよう苦心しています。このような現状の中で女性住職の問題や坊守制度についての宗門の実状を考えますと、いま、私が関わっている女性たちには恥ずかしくてあまり話したくない事柄になっています。平成8(1996)年から女性研修小委員会でこのようなことを考えてみよう^トと、女性問題研修会を始めました。1回目は宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」の答申をみんなで読み、どんなことが問題になっているのかを点検しました。2回目には女性室から二人の方にきてもらい話しを聞かせていただきました。なんとかその後つながりをもってやっていきたいと思っています。

三歸 私自身、坊守ではなく「寺族」という立場です。始めはあまり考えていなかったのですが、大阪教区で「女性の宗門活動推進委

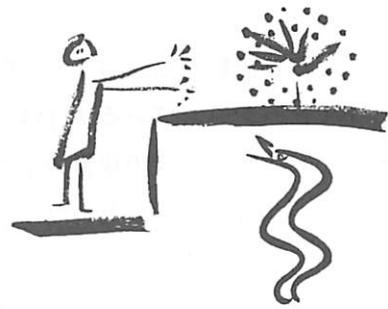
員会」のスタッフになっていろいろ考え始めました。委員会で話していくうちに一番問題だと思ったのは、坊守というものに対するみ



三帰さん

んなの意識がそれぞれ違うのですね。そこを問うていったら全然分からなくなって、話しがかみ合わないという感じなのです。意識の方から考えていくととてもかみ合わないので、ちょっとそこはおいといて、いま坊守がおかれている立場を、制度としてみたときにおかしいと思うことを考えていこうと思ったのです。制度の方をまず考えようと。委員の中で「たった一人でも漏れ落ちる人がいるとしたら、その人のために制度というのは作るべきだ」という言葉が出され、とても心に響いたのですが、一人のために作る制度というのが本当に実現するのかなという思いがあります。つい最近、大窪さんに来ていただいて研修会をしたのですが、そのとき言われた言葉で、それまで感じていたもやもやがパッと晴れたのです。それは「聞法道場であるという真宗のあり方から坊守とか寺族が要請されるのでしょうか。坊守制度をどうするかということを考えていますけれど、それを考えるということが本当に漏れ落ちる人を考えていくことにつながるのかなというところで矛盾している」という言葉だったのです。「矛盾している」ということを聞いたときに「やっぱり矛盾しているなあ」という感じですがごく気持ち持ちは楽になったんです。住職ということもそうですけれども、坊守ということを考える

とどうしてもそこから漏れ落ちる人は必ず出てくると思います。だから、私の中では「最終的にはなくなればいいのになあ、なくなっただっていいんじゃないかなあ」というのが初めからちょっとあって、それはまだあまりはっきりとは言えないのですけれども。



大窪 いろいろな教区に呼ばれましてお話に行く機会があるのですが、例えば教区全体に呼びかけて集会を開くということでいきますと、集まった方々は特に男は悲惨な数だったという、そういうケースはどこへいっても結構あります。そういう意味では、なかなか全体の問題になっていないという現実の厳しさを感じています。その裏には、言葉がちょっときついですけれども、やはり坊守制度あるいはその背景にある住職制度とか、寺族制度で結構みんなよい目にあっているじゃないかと。むしろそれを失うことの危機感の方が強くありますから、なかなか問題になってこないのだろうと思います。いま私自身が考えている視点としては、確かに坊守という形で宗門の抱えております女性差別の原形を露呈していると思います。坊守制度の問題の中で女性の性差別の現実を撤廃していく作業は当然

していかなければならないのですが、それだけではないと思います。やはり坊守というものはなぜ要請されてくるのか、坊守という存在がなぜあるのかということに問題意識をおろして考えていかなければならないと思います。坊守の対象者を漏れることなく広げることで、性の限定とか配偶者という限定を取り除こうとする方法も一つあるかもしれませんし、あるいは坊守の権限や義務がはっきりしていないということで、教団の一つの職分として明確に位置づけて差別の現実を撤回していこうとする歩みが、一方で当然あると思います。ところがよく考えたら、この二つが矛盾するわけです。例えば坊守ということで選挙権を得て教団での位置付けをはっきりさせようとするのと、いきおい坊守になる人を無節制に広げることにはできないというようなことになると思うのです。職分をはっきりさせようとするならば、逆にその選出母体みたいなものを再限定しなければならないというような矛盾を起こす。そういうところで論議が行ったり来たりしている場合があるような感じが私自身でもしているのです。そこで一番欠けているのは坊守ということ自体が解放されていないということです。方法論としてはいろいろ解放された方法論は議論されるのですが、坊守というもの自体が解放されていくような視点で問い直されていない。坊守という存在自体を問うということ、つまり坊守が存在しなければならぬということ自体を問うということがあると思うのです。これは原則的な話ですぐには制度として表現できないことなのかもしれませんが、そういう問いに帰るということです。私は寺族という形で象徴されているような寺の家制度の中から坊守

というものが要請されてきているのだと思います。そのあたりの問いの設定みたいなものを考えていかなければならないと思います。

配偶者と坊守

見義 いま自己紹介を兼ねていろいろな

問題を出していただいたのですが、共感した意見や考えるべき点や気づいた点を自由に話していただければと思います。

武田 最近、仏教意外のところでの女性の問題というのは、テレビなどでもいろいろな意見が出ていますが、結婚ということに対して



見義スタッフ



武田さん

も家と家が結婚するのではなくて、個人と個人が結婚することになってきています。いま住職の配偶者が坊守ということになっていきますけれども、結婚した相手が真宗の教えが必要だと思っていなくて、私はキリスト教だと思っている人がいたときに、教団が依然結婚は家と家がするものだとすることを前提にした制度にしていると問題にもなるし、新しい考えを持った人があまり関わりたくないと思う原因になるのではないかと思います。

佐賀枝 現実に坊守さんで（キリスト教の）洗礼を受けているような方がいらっしゃるようですね。それから「自分はお寺と結婚したんじゃないのだから、私たちは外で暮らして、

夫はお寺の仕事に通い、私は妻としてアパートで家庭をちゃんとみます」というタイプが若い方に増えているということも聞きます。そうしますと、坊守さんの任務に“住職と共に教法を聞信し”ということが謳^{うた}っていますが、それは一体どうなるのかということがあります。すごく大変なところへ来ているとは思いますが。

武田 そういうキリスト教の方とか、普通の主婦を選んだ方でも坊守ということになってしまうのですね。

佐賀枝 今までの条例の中では配偶者が坊守ですからね。いやだといって登録申請をしなければそれでいいのでしょうかけれども。お寺ごとに坊守という立場を確認するとか、いろいろあると思いますが、そういうことを勘案して新しい制度に向かっ^ていかなければならないと思います。

大窪 こういう制度を抱えたもの、つまり坊守のように配偶者関係が制度化されているようなものが他にあるかと考えたとき、ひょっとしたら皇室と私たちのところだけではないかと思うのです。

見義 山形から20代の娘さんと息子さんを連れて、母親を亡くした方が納骨を兼ねて奉仕団に来られていました。その人が子どもたちに帰敬式を受けさせたいと思われたのですが、その方が「男の子はこの家の姓を継いでいくからいい、結婚したら、家に入ったほうがその家の宗教に従うべきということ、あ



大窪出仕

たり前にしてきたあり方の問題性を帰敬式受式というところから、あらためて問われたことでした。今問われている「住職の配偶者を坊守と称す」という配偶者関係を制度の中で明文化することによって、家の宗教がまもられ、家制度がつづいていくことになるのですね。

家制度と坊守

大窪 そうですね。それは家制度が生きているということなんですね。その家制度が要請してくるから坊守が存在し得るのだと思います。そこに視点を当て続けていく必要があると思うのです。門徒をある意味では財産のようにして成り立っているような真宗の寺院経営の在り方があります。相続についても、法義相続といいながらも、血縁相続の中で世襲制を守っているような、まさに家制度です。そしてそこに宗教的權威も関わってきて、つまりは家の權威化みたいなものを内在した家制度です。だから逆に真宗の寺院は、問われれば聞法道場と答えますが、その聞法道場という視点から例えば坊守というものが要請されてくるかと、必要になってくるかということ逆^にを考えてみたらいいと思うのです。そういうふう^に考えたら、坊守、住職・寺族が要請されてくるのは次元が違うような気がする。決して聞法道場というところから要請されて来ているのではないと思います。

藤沢 そのことに関連して、いつもカップルでやっているのが在家仏教だと、親鸞聖人と恵信尼が妻帯したということまつり上げるような形でそういうふう^にいわれてきたことを思うのです。住職修習の内局懇談で、ある

参務が「真宗というものは親鸞聖人が妻帯されて以来、連綿として家制度にのっとして長男子世襲制としてやってきた」と言われたので、私は親鸞聖人が妻帯されたことと、家制度とは結びつく問題ではないと思うと申し上げましたが、そういうことはずっと言われて来ています。親鸞聖人が妻帯したから私たちも妻帯して家庭を持って寺をやっているという言い方をしてきたカップル幻想があると思うのです。在家仏教とは本当はなにかといえば、カップルではなく非僧非俗ということが原点だと思います。ところがいつのまにか歴史の中で家制度ということが在家仏教であるかのごとくいわれてきた。そこに大きな問題があるのではないのでしょうか。

辻内 例えば一つの寺院を考えてみてもどうでしょうか。門徒さんの家ごと私有化してしまっているようなシステムの上になお、寺で暮らす人の経済や生活、役

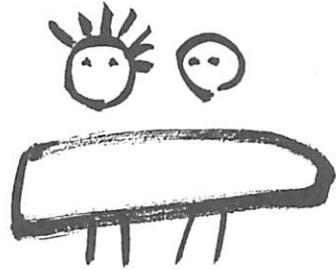


辻内主任

割、そして生き方やあり方があります。在家仏教ということも合わせて様々な問題が提起されていると思いますが。

市江 お寺社会というのは一般社会と違うのだということで、こういうことをずっと続けていくと、一般社会の認識から取り残されていくという恐れを感じるのです。いくらか違ってもいいけれども、現実とあまりにもかけ離れてしまうと門徒さんたちが納得できなくなってしまいうということがあるのです。寺が特別な社会だということはいくらか考えていかないと、これから仏法を聞いていこうとい

う立場に人にとっては、怪しくなってくるということがいっぱい出てくると思います。



坊守制度は必要か

見義 今の坊守制度のことですが、先ほどの佐賀枝さんからのお話がありましたが、アンケートを見てみると「このままでいい」という意見が大半であるということですね。これは各教区も大方そのとおりだろうと思いますが、このままでいいというのは一体どういうことなのか、そしてその裏には坊守がなぜ必要なのかということとも関わってくると思うのですね。ですからこのままでいいと思っている場合に坊守がなぜ必要なのかということについてはどのように思われますか。

釈氏 このままでいいというのには問題がありますが、私が思うには、女性も宗政参加ということの盛り上がりがあるでしょう。女性というのは個々に立ち上がってみてもなかなか力になりにくいから、ある程度の母体があって選ばれるということが必要ではないかと思います。いずれ配偶者ということがとれば、坊守問題は寺のスタッフという問題になってきます。スタッフということになったらいろいろな立場の人がいて、資格のある人も、ない人もあるし、そういうところから考えた

ら一応今の時点では必要だと思います。そして、クォータ制（割り当て制）ということをお聞きしました。それは、本廟奉仕のときにお聞きしました。それは、政策決定にかかわる委員会などで、その構成員のうちの何人かをということではなく、どちらか一方の性が例えば40パーセントを下回ってはならないということを決めて、その会の構成員がどちらかの性に偏らないようにすることです。ヨーロッパでは、女性議員はクォータ制で選ばれているようですが、日本はまだ少ないようです。組とか教区でも坊守会、寺族、門徒女性も委員になって意見を反映していける場も大切かと思えます。

佐賀枝 何百年も前から寺の中に女性がいて、その女性にたまたま坊守という名を与えましょうという、そんな軽いところからの出発ではないかと私は思うのですけれども。禅宗などでは息子が継ぐにしても弟子相続ということで、世襲制ということはないようですが、例えば臨済宗妙心寺派では昭和30年代くらいにようやく寺族制度というものを認めまして、そのあたりから初めて寺に女性として、妻として認められた歴史があります。「真宗はいいですね、坊守制度があつて。坊守さんがお寺や教団の中にあるべき立場に座っていられるのはいいですね。私たちは長い間影の存在でした。また入ってきてもその組織図の中から出られないんですよ」ということを聞いたことがありました。私たちの教団では坊守が一応大事にされてきたということがあるのではないかと思います。ですから、大事にされてきた立場を一応認めていただいた上で制度化されていけばいいのではないかと思います。それが配偶者であるとかないとか、皆さんの中から選ぶとかなんかでもやは



り、家族そのまが聞法道場として位置づけられているのではないかと、私は自分に都合よく考えているのですけれども……。あるいは、いっさい坊守と関係ないんだと。私たちは寺の外から通って単に宗教法人の仕事をしているので、聞法には関わってもいいけれども、別に寺のなかの特別な位置は要らないのだというふうにしてしまう方法もありますよね。なかなか微妙な立場だろうと思います。…寺の家族というのは。

見義 现阶段では坊守の必要性というのはどうですか。

佐賀枝 それはお寺が聞法道場であり、門徒の皆さんで成り立っているとすれば、そこで必要と見ていただくかどうかではないですか。生活がかかってくるので、住職の給与がきっちりといただけで、住職が亡くなっても、ちゃんと生活ができるような、普通のサラリーマンのような給料制ができていればいいと思います。現在はゴチャゴチャになっているでしょう。私たちは住職の妻であるとかそんなことは意識しなくて、門徒の一員であるという自覚のところで聞法道場の仕事をしているということもありますね。でも一つは女性の立ち上がる母体としてというご意見もすごく斬新であると思います。うちの住職は「坊守会なんていらんないんじゃないか。

住職は住職という職についているんだけど、そこにくっついた者が何で坊守なんて大きな顔ができるんだ。坊守という言葉も会も要らない」と言いますけれど。わたしはそう言われると存在を否定されたような気がして「私たちの協力で住職が成り立っているんだ」と、また押しつけるのですけれど、難しいですね。



いた場合には選挙権があることが一番よいと思います。また、そのために義務金が必要であれば払ってもよいのではないのでしょうか。

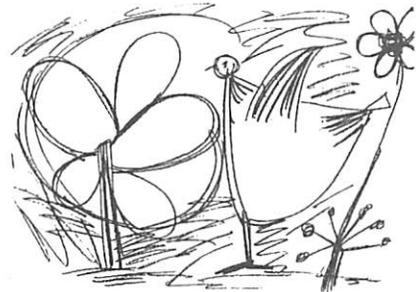
見義 ということは、坊守の選挙権ということですね。

佐賀枝 だって、いま坊守制度を考えているわけでしょう。最終的に女性のことを考えるということであれば、もちろん女性の選挙権ということに当然なりますが。その場合には、ご門徒さんであろうがどういう人であっても、教団人ということで男女共に選挙権があるということになると思います。いま坊守ということに限って言えば、坊守に登録されれば、その役職において選挙権がついてくるということだと思っております。

選挙制度と坊守

見義 現在、議決機関に女性がなかなか加われないような選挙制度になっていますよね。その女性の声を反映させていくということで、選挙制度を問い直すということが一つあると思います。しかし、そのことが即、坊守が女性の代表として出ていくということになるのかどうかということですね。つまり、「女性に選挙権・被選挙権を」というのか、「坊守に選挙権・被選挙権を」というのかによって違ってきますよね。

佐賀枝 坊守の職分、つまり権利・義務ということでは、権利は最低、選挙権だと思っています。最終的には教団内の女性であれば誰にでも認められるべきですが、一応、坊守ということを申請し、坊守という役職につ

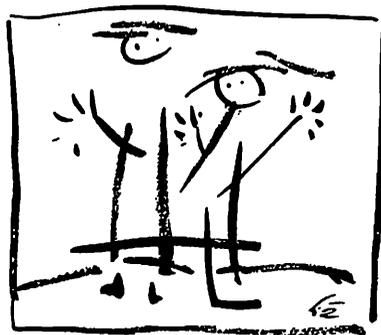


女性と坊守

三婦 自分が坊守という立場でないことで、いつも坊守の方の言われている話の根っこにたどり着けないというか、それこそ、私が漏れ落ちている人間の一人なのかもしれませんが、そういう感覚すらお互いの中になくはないと思うのですが、いまの話を知っていると、どこか矛盾してしまうのです。女性の代表イコール坊守というのが当然の意識だったと思うし、いままでは通用していたところもあると思うのです。けれども、これからはいろいろな選択をする女性も出てくると思いますね。その中で「坊守に」というよりも、「女性に」ということを忘れずにいかないと混乱してくると思います。だから、坊守であるのか、女性であるのか、という認識を自分の中でしっかりする。つまり、「自分は坊守」というのと、「自分は女性」というのは意識が全然違うと思います。女性に植え付けられてしまった坊守の意識というのもあると思うのですが、ここで一度、女性自身がその意識を取り払って、女性ということで女性としての母体、横の連帯をといるのなら分かるのですけれども、女性が坊守なのだという立場で横の連帯をと言われたら、やはり必ず漏れ落ちる人がいると。そこには入れないのだという思いがしました。

加賀田 私は連れ合いが去年の3月に住職になったのですが、実は私はまだ坊守の届出をしていないのです。それは副住職になるという選択肢もありますからね。いまのご意見などもお聞きしながら思うのですが、まず一方で、自らが積極的に坊守になるとはっきり決めた方がいいのではないかと思います。そし

て同時に、そこから漏れる人、そしてなりたくない人の選択肢も広げて、それこそ漏れ落ちる人のないような制度にする。むしろそれを選択したくない人には別の方法があるというようなやり方です。私の中で、坊守でなく副住職といったときには、なぜ坊守ではいけないのかという問いが出てきます。



つまり「坊守」というものを私の中ではどのように捉えているかということです。坊守というのは従であるべきというように、ながいこと押し込められてきた歴史がありますからね。蓮如さんのときに多屋の内方(※)と呼ばれ、時代とあいまって、社会に率先して家族制度や家制度というものを作ってきたのが、寺であり教団であるような気がするのです。いまの条例の文言に「住職の職務の本義を領解して」ということがありますね。並び立つということができないものか、ということが私にとって問題なのです。住職と坊守がいるなら、住職と坊守が同列にいるということが一体できるのかできないのか。住職に従っているという上下関係でなく、対等で並列の関係ですね。そういうことを思いますが、坊守という言葉には、上下関係しかないというイ

メージです。いまの坊守という枠でくくられたくないということが私の中に願いとしてあるのですね。そうしたときには、現状では副住職というのを選び取らなければいけないということなのですね。しかし、手垢のついた既成概念として植え付けられた坊守像というものを一度払拭することができるなら、そこで整理して坊守を選び取る、それから副住職を選び取る、それから坊守でも副住職でもないという立場でいくというように考えていけたらと思います。あって当り前というところでしか話ができないものですから、誰しもなかなか問題にならないのだと思うのですが。

見義 そうですね。さきほど、女性自身がどうありたいのかが問われているという意見がありました。どうありたいのかがはっきりしないところで制度の論議になっているような面があるようにも思うのですが。私がどうありたいのかを、一人ひとりがはっきりしなければならぬと思いますね。



天野 私は坊守の問題と女性の問題とは区別して考える必要があると思います。そのへんがいつもごっちゃになって、坊守問題も女性の問題に違いないけれども、女性の問題は全部坊守問題ということではないですね。どちらから取り組んだらいいのかと思っているの

ですが、事の発端は坊守制度から起こってきているのですから、女性問題として考えていて、その中で坊守制度を位置づけていくという考え方に立つのがいいかと思いますね。そのときに国が女性に参政権を与えてきたプロセスはどういうものだったのかとか、男女共同参画の法律の中身を学んで、国の流れを宗門に当てはめたときどうということになるかが頭に浮かんだのです。歴史的背景を勉強していないものですから、それ以上言えないのですが、男女共同参画の法律もあまり社会的に問題にならないうちに法制化されようとしています。

見義 男女共同参画の法律の趣旨は、高齢化少子化の中から女性も参画してもらわないと人手が足りなくなるからということだと思います。参画という概念も、何か男性と同じようになり、上り詰めるというような意識があるし、私は参画という言葉にはこだわりを持っているのですが。

辻内 参政権ということであれば、いわゆる日本女性に参政権が与えられたときに、民族的理由により在日の外国籍の人には与えられなかったですね。今回の問題もそうですが、何かを決めるときには、一方で必ずそこにこぼれる人たちがいるということ、きちっと見ていかなければならないと思うのです。だから、この坊守論議も坊守と呼ばれている人たちだけでなくすべての人、そしてもちろん両性を含めた論議でなければ広がっていかないと思います。

天野 例えば幹事長とか、事務局長とか、そういう職分。学校でいえば教職員と別に事務職員がいて校長と事務長という役職があります。まず寺の場合、住職という“長”がいた

とすると、その補佐としてではなくてちゃんとした事務局長、事務長と、そういう形の坊守の職であるのではないかと思います。副住職を補佐する主従の関係にあると思います。事務局長、事務長というのは補佐ではなくて、ちゃんとした職分をもってその寺に参画している、坊守というのはそういうところに位置すべきではないかと思います。

藤沢 先程の三歸さんの発言にもありましたが、私は本来女性として議論すべきこと、女性問題として問うべきことが、いつのまにかすでにある「坊守」ということを前提にしてしまっている。宗門の女性問題というのは、決して女性だけの問題ではないのですが、なぜ



藤沢スタッフ

か問題が宗門の女性にあるようにいわれ、いつも釈然としない思いを感じております。また加賀田さんが言われたことに私も賛成です。坊守というものの内容については分からなくて、単なる呼称として続いてきたのが現実ですが、私自身としては坊守という言葉は、現在の一般社会においてどのように聞こえてくるのが問題です。うちの母は住職が亡くなってからは前坊守です。実際には今まで通り仕事をしてっていますが、前坊守なのです。今の制度では坊守になれないと言っても、「別に私は坊守になんかなりたくない。でも別に仕事をしないわけではない」と言うのです。坊守という名にこだわっておられる方もいるし、自分は坊守という名称がなくともお寺に関わっていききたいという方もいると思う

のです。その辺りの内容はよく分かりませんが、坊守という名で活動したくない方もいると思います。さきほど加賀田さんがいわれたように、私は副住職としてお寺に関わっていく、あるいは衆徒として関わっていく、一門徒として、あるいはお寺の中にいるけれども主婦でよいという、いろいろな選び方があってよいのだという制度を作っていきたいと私は思います。その上でまた、やはり歴史を含めたところで坊守というものを検証していかなければならないと思います。

岩根 皆さんのお話をうけたまわっていて一つ思いましたのは、女性ということを考えるときに、いわゆる教団というのは寺で成り立っているという考え方から一歩も出ないで、門徒女性を含めた女性として考えるという視点がすごく抜け落ちているということを感じました。



岩根スタッフ

同朋会運動の課題として

加賀田 私にはこれが突破口になって、教団全体の流れが「女が変われば教団が変わる」というような大きな波のきっかけにしたいという思いがあります。いませつかくのこの時期なのに、坊守制度のみに集約されて、寺そのものを問題にしていこうという意識が私たちの内にはないように感じます。宗門を変えるときには、まず私たちの寺が変わらなければならない。しかし、保護されているものが

破壊され、突き動かされるという危機感のよ
うなものが私たちの中にもあるから、逆に今
回の問題は坊守制度のみで片付けてしまいた
いという動きになるのだと思います。自分の
生活が揺らぐという危機感、いい目に会って
いたのにいい目に会えなくなるという、そこ
までの運動にする気があるかという私は
「NO」で、坊守制度は坊守制度で終わって
しまおうという安定志向が見え隠れするから
力になっていかないのではないか。そういう
覚悟が一人ひとりにあるかということをおも
われます。

市江 私は女性室や宗門から「このようにし
てはどうですか」ということを待つのではな
く、女性たちが知恵を出し合って勝ち取るし
かないだろうと思います。ともかく女性室と
いう窓口はできているのだから、各地での小
さな声をどんどん集めて持っていく。自分た
ちの希望する方向に持っていくには、このよ
うな小さな声の積み重ねが案外大きな力にな
るものですし、それをまとめるのが女性室の
仕事でしょう。男性は聞いてくれないという
けれども、根気強く男性を説得し参加させな
いと、この問題は変わっていかないのではな
いでしょうか。そのような視点から見ますと、
同朋会運動はすごいと思っています。仏法に
縁のなかった者が多くの方々の努力のお陰で
目覚め、推進員を名告り歩みを続けています。
坊守制度を含めた女性問題もまた同朋会運動
の一つのテーマとして大切にしなければなら
ないと考えます。ですから、身近な推進員へ
の働きかけも必要ではないでしょうか。私自
身もこれらの問題を学ぶ中で、私の心の中に
潜んでいる女性に対する差別性を気づかされ
ました。今後、どのようにこの問いに向かっ

て歩み続けていけるか、私の一生の課題にし
たいと思います。

見義 長時間ありがとうございました。今日
の話聞いておりました、親鸞聖人が選び取
った在家仏教とは何なのかをはっきりさせな
いままに、家制度の中に在家仏教というもの
を見てきてしまった、家制度の中で坊守とい
うものは必要な存在、多屋の内方という御文
はまさしくそういう家制度を存続させるに
は、多屋の内方の仕事が必要になってきて意
味をつけたように思います。自分たちで確か
めていく中で坊守制度から問われるというこ
とはどういうことなのか、自分というものを
語りはじめたときに見えてくる側面があるこ
とを実感した今回の座談会でした。

(※) 多屋の内方

蓮如上人の『御文』に「多屋の
坊主達の内方とならんひとは、
(第一帖・10通) または「多屋の
内方もそのほかの人も、大略信心
を決定し給えるよしきこえたり。」
(第二帖・1通) と述べられているが、吉崎開教の際、門徒達の宿
泊・居住施設として他屋(多屋)
が造られた。

さらに「“多屋の内方”とは多
屋に止住せる坊主の妻女を指せる
なり。(『仏教大辞典』)とあり
「坊守」に先立つ概念として意味
づけされている。

女性室公開講座

女たちと男たちの

報告

寄合談議

パート2

あたり前ってほんとにあたり前？

第1回

女性史を通して考える

—愛のすがたと家庭のかたち—
(お話) もろさわ ようこ さん

1998年11月24日
真宗本廟視聴覚ホール

講義より

女であることが人間として男の人とちがう状況を生きななければならない。母の無残なありようから問題意識を持つようになった。女だから、女のくせにとことごとく言われて、恋愛にもその落差を思い、何故なのか、これを先輩たちはどう生きたのか、古典をたどり直して自分の足元を照らす意味で、本を書いた。

かつて女たちがリーダーを取っていた時代があったが、戦前の女子教育は男がどんなわがまを言おうが、女はじっと耐えてそれにつかえなければならないと刷り込まれた。

社会の仕組みが変われば女の生きる状況が変わり、女の生きる状況が変われば、結婚のかたちが変わる。

原始共同体の時代、女はリーダーで通い婚であった。古代天皇制の時代は婿入り、封建

社会になってから嫁入り婚になった。今、民主主義になっても嫁入り婚が残っている。

先端では、夫婦別姓や別居婚が言われていて、女たちの生きる状況も大きく変わってきている。結婚のかたちも法制的には嫁入り婚ではない。法的には寄り合い婚であるが、意識の上では、まだ家制度からずっと続いている嫁入り婚のかたちになりがちな暮らしがある。愛のすがたと家庭のかたちも、ただ単に男と女だけの問題だけではなく、それは社会の仕組みと生産者の仕組みが基礎にあって、その中でゆらぎながら変わっていく。

愛というのは他者の痛みを己の痛みとすることだ。そして、心はなやぐ自立、自立というのは孤立ではなく、連帯の裏打ちがあってこそ自立ができる。つまり理想はそれに己をかけて生きたならば必ず現実化するということ。その中で、人間というのは本当に素敵なものだ。頼むに足るのが人間だ。

今、私はできる幸せ、つまり、介護の問題についていえばやっているというのではなく、させていただく幸せ、そしてできなくなれば、していただく幸せ、人間と人間の心のありようを、もっと掘り下げた関係だ。愛情豊かな人間関係が人間としてこれに勝る贅沢はないと思う。その人間関係をどう生きるか、それこそ「バラバラでいっしょ」ということが、志(こころざし)の縁、志縁です。

血縁というのは宿命で、生まれてみたら、そういう一族がいたという、だから封建社会はこの宿命、血縁に支配された。けれど今はこの志縁がなかったならば、いわゆる打算婚などでは本当の贅沢な夫と妻の関係は営まれない。私は私の場所から、これからも生きている限り、贅沢な人間関係、人間であること

の輝きを模索しながら、生き切っていきたい
と思う。私は、識字学級で学ばれたある人の、

書かれた詩がいつも心に残っています。それ
を紹介して話を終りたいと思います。

エンピツ

本が読めても、字が書けても、知恵のない^{かた}方が多い。

知恵を学ぶ議論だ。理屈は誰でも知っている。

これは解放ではない。

知恵を生むことが解放である。

自分たちの足元から変えていくことが解放である。

足元といえば差別の思いをしてきたことや親から振り返ることだ。

皆さんも知恵を生んで、どう新しい解放像をつくりだしてくださるか、

私は私の場所でそれをしていきたい。

～アンケートより～

男女の関係の在り方は、人間の中での関係で考えていたけれど、社会の制度の変化が男女関係の在り方に大きく関わっていることを知りました。嫁入り婚の話ですが、私は結婚を寄り合うことと考えているのに、周囲から婿入り（うちは姉妹なので）と言われて困っています。婿入り＝寺を継いでもらうために必要と言われているようで嫌です。

女性室公開講座

女たちと男たちの 寄り合い談議パート2

第5回 ホルム麻植佳子さん

テーマ 「介護と女性」

日時 5月24日(月)午後6時から

歴史や社会の中で作り出された“あたり前”の感覚と日常。一男の役割と女の役割が分けられてきたことなどなど。それをそのまま自然なことだと思い込んでいませんか？

本当にあたり前なのか、いま一度問い直すことで“思い込み”から脱却し、新しい関係を求めて共に歩んでいきたいものです。

“あたり前”ってほんとに当たり前？

◆場所 大谷婦人会館（東本願寺北隣）

◆参加費 無料

非戦・平和沖縄研修会レポート

1998年9月5日から7日まで、沖縄開教本部の主催による「第3回 非戦・平和沖縄研修会」が那覇市の青年会館において行われた。

テーマ「基地・軍隊、その構造的暴力と女性」と題して、高里鈴代さん（現在、那覇市議会議員）のお話しをはじめ、藤場芳子さん（金沢教区、常讃寺に住む）の提言。そして戦跡や美術館等、数カ所の現地学習も企画されていた。当研修会に女性室より参加した3人の暑い熱い思いを、報告とあわせてお伝えしたいと思う。

沖縄島を中心に2,000kmの円を描くとそこはアジアのまん中だという。あえて心してその地に立ってみる。

キルトで作られた大きな地図を携えて高里さんは私たちの集まる場所へ来て下さった。「ともかく行動する。動きながら考える。その中で理論を構築していく。まちがっているかもしれないけどやろう…」と。多くの人とともに活動し、そして、さまざまな女性たちに寄り添ってこられた女性なのだ。自分のことも含めて沖縄の変遷と現状を時間の限り話してくれた。その全ては伝えられないが…。

例えばアンボという言葉ひとつをとってみても誰のため、何のためにある言葉なのかと問われる。「本当の安保とは子供が餓えないで安心して眠れる、“女性が一人で歩いても強姦されないこと”」だという。

有事を想定すればこそ基地はある。軍事的、政治的安全保証であるかぎり、そこからは、一人の生命の尊厳などは見えぬであろう。あらゆる事情を全て抱えてなお生活す沖縄の人たちの日常を想う。

わずかな時間の中で見聞きし触れたことを言葉にするのはおこがましいが、なまけがち

な私の感性は大いに揺さぶられた。

(辻内)



沖縄を訪ねるのは数回目になるが、今回の現地学習では、今まで感じていた以上の戦争の悲惨さ、恐ろしさを感じた。

特に、佐喜眞美術館の丸木位里・俊夫妻の「沖縄戦の図」が訴えかけるものの大きさには衝撃を受けた。1枚の絵の中にさまざまなシーンが描かれており、館長さんからの説明でその凄さがうかがえた。「集団自決とは手を下さない虐殺である」……この言葉が心に刺さった。多くの命が集団自決によって失われた沖縄戦。

とても長い間、参加者みんなで絵の前に座り込んでいたように思う。捕虜になるより、死を選択せざるを得なかった人々の「いのち」の重さを思うと、胸が痛んだ。その後訪れた、チビチリガマで多くの命が失われたことは、戦争の悲劇を物語っている。

私にとっては、今まで、沖縄が観光やダイビングなどリゾートを楽しむ土地であるとい

う認識がほとんどであった。一方で、沖縄戦を体験した方、基地とともに生活している方々と出会い、特に、非戦・平和を訴える女性の声を聞く機会となったことは非常に意義深い。

後日、数年前沖縄を一緒に旅行した友に、丸木さんの本（「おきなわ島の声ヌチドウタカラ〈いのちこそたから〉」）を届けた。

図書館に勤める彼女はすでにこの本を知っていたが、その後、彼女から、「以前から、ぜひ佐喜眞美術館に行ってみたいと思っていた。」との連絡があった。機会があれば、彼女と共に、もう一度「沖縄戦の図」に会いに沖縄に出かけたいと思う今日この頃である。

(佐藤)



戦時中、実際にひめゆり部隊の一員として働いてこられた宮城喜久子さんの説明は、タイムスリップして、私自身その場に身を置いているように感じた。

沖縄は珊瑚礁が隆起してできたところで、島のあちこちに大きなガマ（ほら穴）がある。その中の一つ、南風原陸軍病院があったガマに案内していただいた。

雨の降った後のせいか、ガマのうす暗い入り口はヌルヌルとすべり何度か足をとられながら懐中電灯を頼りに真っ暗な岩石と岩石の間の驚くほど広い空間に進んだ。ここに3,000人ものが入っていたという。そしてここで負傷兵の手術や手当が行われ、切断された手や足を捨てにいったときのこと、負傷兵の傷にサワサワというウジ虫がはいまわる音だけが真夜中に聞こえたこと。

また、食料の調達、水汲みなども彼女たちの仕事であったと、そのときの様子を、「くみちゃんが、よしちゃんが……、」とそのときの呼び名で話され、15才、16才当時をそのまま語られた。ここで亡くなられた人たちに黙祷をとということで、みんなが持っている懐中電灯が消された。一点の光もないガマの中、暗いということがこんなにも恐怖心をおおるのかと、隣の人の着衣に手をのばしていた。

そのあと、ひめゆり平和記念資料館に行った。ガイドの宮城さんの話しがそのまま映像化され、一人ひとりの経験が大きな活字で綴られていた。読みすすむと現実にあったことが、非戦を語りかけてくるように思われた。何を守るのか、お金か、名誉か、領土か、命なのか、考えさせられた沖縄であった。

(岩根)



第2回

女性会議

◆開催テーマ/坊守制度から問われること「家」制度と女性」

1999年1月13日～14日 会場：大谷婦人会館

昨年7月に開催した第1回「女性会議」では、まず坊守制度について女性自身が率直な声を出し合い、特に坊守が「女性」の「配偶者」に限定されていることの是非などを中心に論議されました。

その流れを受けて考えてみますと、根っこには「家」制度」というものが見逃せない課題としてあるように思われます。そのことがこれまでの女性と男性の生き方、そして寺のあり方にどう関わってきたのか、今回は「家」制度と女性」をテーマに両性がともに意見を交わし合い、「坊守制度から問われること」の内容を改めて確認し、「両性で形づくりの教団」に向けての歩みにしたいという願いのもと第2回女性会議を開催しました。

講義の要旨

講 題 「家」制度と女性」

講 師 伊藤公雄氏

(大阪大学人間科学部教授)

「家」制度は日本の揺るぎない「伝統」なのだろうか? 「超歴史的な伝統」と思われたものが実は、歴史的に作られた「伝統」である場合がある。例えば、国家神道による近代天皇制(それまでたおやめぶりの天皇が軍神化された。天皇の神式結婚は大正天皇からなど)。古い伝統的枠組みが組み替えられ、支配的イデオロギーとして再構成され、新たな伝統の発明となる。「家(イエ)」制度もまた、歴史の中で変容しつつ形成されてきたのではないか? 「家」制度は長い伝統なのだという呪縛から距離をとるために、歴史的観点で家

の問題も見る必要がある。

「家」制度も、人間がつくったものだから、不都合があれば変えられるものである。

1 日本型「家(イエ)」制度の特徴

まずイエ制度の特徴は、①擬制的血縁原理により構成される集団で、家長一嫡子の直系を重視し、嫡系を、「集団と統合の象徴」とし、縦型の組織をもつ集団。②成員の加入した集団への無限定の帰属(何も悩まず一心不乱に)③成員の目的は集団それ自体の永遠の持続性追求。日本型の集団原理は個人よりも集団の存続追求であり、この原理は武士団の集団形成において誕生し、その後宗教教団、芸・道集団から企業まであらゆる分野に拡大した。これが日本社会の近代化の原動力になったという議論がある。(『文明としてのイエ社会』より)

しかし、日本は歴史を越えて均質的な集団

主義、家族主義だろうか、またそれは日本だけの特徴だろうか、という疑問がある。少なくとも現代日本の集団主義は、機能的（協同的）集団主義ではなく、同調的集団主義である。同じ顔をしていないと安心できないということで、現代の集団への同調は「私」の利害を守るために発動されているのではないか。

私たちがイメージする「家」というもの、また違う角度で見ると、違う顔を見せはじめる。

2 女性と「家」制度

女性と「家」についても歴史の中で多様な形で変遷してきた。古い時代になればなるほど女性は「家」制度に縛りつけられてきたと思いがちだが、必ずしもそうではない。最近盛んになった女性史の研究によって、「家」制度と差別問題を検討してみると、近世になればなるほど女性の権利が失われてきたプロセスがあったといえる。

古代を見ると、婿取り婚で、所有権・財産権をもつ女性が多く、したがって結婚・離婚も固定的でなく、男女の一定の対等性があり自由度は高かった。「家」というものは、私たちが考えるより流動的であった。

中世になると武家社会の中で家父長制・「家」制度が形成されてくる。確立は13～14世紀だが、地域や階層によるバラツキがある。家長の役目は家業の経営・財産管理・先祖供養である。しかし、夫が死亡した場合、女性が家経営の中心になることも多かった（北条政子など）。ポルトガルのルイス・フロイスが当時の日本の様子を書き残したものに女性の姿がある。そこには、性的自己決

定権、離婚の決定権、財産権をもち、また、読み書きをする女性の姿が驚きをもって描かれている。

近世になると、夫の死後、女性の家長権は次第に喪失し、「家」の男系男子による相続が確立してくる。しかし、必ずしも長男相続でなく、子どもの器量によることもあり、後家相続が残り、姉家督もあったが、ただし適当な男子がいない場合の中継相続としてであった。

3 宗教と性差別

日本仏教においては、女性をことさら特別視してこなかったが、9世紀後半頃から性差別が登場し、次第に拡大して11世紀初頭には女人結界が登場する。また五従と三障がセットで登場するのは、12世紀以後のこと。それらの背景には「ケガレ」意識があるのではないか。

4 近代社会と「家」制度

家型組織原理は日本社会にあったのだが、私たちが強く意識するような「家」制度として確立したのは、近代天皇制と「家族」的国家イメージによってつくられた部分が多い。姓についても、夫婦別姓・夫婦同姓が混在していたが、1876年に結婚した女性は婚家の姓を名乗るようにとの太政官布告が出された。1890年に出された教育勅語によって家族の秩序が徹底された。夫に従順な妻、軍国の母として子の教育をするという良妻賢母教育がなされはじめた。1898年明治民法制定、1889年皇室典範が成立した。

こうして明治後期になって、法的にも教育的にも男系長子の家相続の「家」制度が固め

られた。それは統治イデオロギーによってなされたものである。

5 戦後の変化の中で／変わり始めた宗教における女性像

「今世紀最大の人権問題」(国連)としての女性差別問題といわれ、男女対等社会をめざす国際的な共通認識がある。宗教においてもキリスト教では、フェミニスト神学が登場している。

日本社会は歴史的には女性の社会的地位は保持されていたのだが、現在では国際社会の変化の中で出遅れている。法律面での性差別の存続、労働・社会参加の場での性差別がある。夫婦別姓の問題、婚外子差別、女性の再婚期間短縮のことといった性差別条項など民法改正が成立していない。国際批判の中で日本の行政組織の変化が求められている。

真宗における女性住職・「坊守」制度の問題などを含め、仏教においても性差別批判が広がりつつある。女性住職についても中継相続のイメージが残るが、男性の代行としてではなく、対等の立場にある宗教者としての女性住職にしていくべきだ。そうして「家」制度を脱却しながら新しい関係をつくる必要がある。そのためには、男性の意識改革、女性自身の意識改革が求められてくる。

男性主導の社会から「(対等な関係にある)両性で形づくる社会」への歩みは、真宗大谷派の大きな流れの中で決して例外とはならないと思う。男女の固定的な決めつけではない、風通しのよい社会をつくるためにも、皆さんの身近なところから性差別を変えていっていただきたいと思う。

班別座談会・全体会 での主な意見

家制度に関連する意見

■家制度にしても、権力者側の歴史観だけでなく、民衆レベルの具体的な生活を通した歴史観を学ぶことが必要であり、それが自分たちが立ち上がっていく力になっていくのではないか。

■社会の流れとして男が家事や育児にも参加し、男女の関係は大きく変化しつつあるが、その中で「寺だけはそういうわけにはいかない」という意見もある。それにも問題を感じる。

寺院や教団に関連する意見

■住職を中心としたピラミッド型の寺院から、集合体としての寺院への変革が必要だ。

■両性で形づくる教団の創造は、まず選挙制度の改革から始めるべきである。それが教団の活性化につながっていく。

■男女共同参画型の教団といわれるが、そこでは坊守をどう位置づけるかという、寺の中の男と女という視点しかない。本来は、真宗門徒であるということの基本にするべきであり、そう考えたときには“帰敬式”ということがキーワードになるのではないか。そのことを考えればおのずと、それぞれの宗政参加のあり方が見えてくるのではないか。

■帰敬式や得度式はあくまでも入門の式であって、そこに全てのスタート地点を求めるの

は少々無理があるのではないか。

■坊守と住職の関係が車の両輪にたとえられることが多々あったが、そこには准坊守や異姓衆徒、寺族がまったく意識化されてこなかったのではないか。

■車の両輪という発想から、全員が寺院の教化事業のスタッフとして関わっていく方向への改革が必要である。

■車にたとえる場合、ハンドルを握り寺院運営の舵取りをするのは誰か、ということになる。そもそも、寺院や住職・坊守の関係を車にたとえること自体が問題である。

■今回は「家制度」と「両性」がキーワードだが、別の視点として同朋会運動における育成員という視点がある。同朋会運動が進められてくる中では推進員中心の施策に終始し、育成員の役割・任務・位置づけ・名称等が棚上げされてきた感がある。今後、育成員がどうあるべきかを問うなかで、住職・坊守や女性の解放の問題に取り組んでいかないと単に文言や形態とか、矛盾の一部を突くだけにとどまってしまう。

■同じ権利・資格を持つ者が平等に参加できることが保証されるべきであろうが、それは世襲制度によって維持してきた現実がネックになり、本当に課題化できるだろうか。

■寺に嫁ぎ、夫が住職になると同時に主体的選びのないまま坊守になるということは、「家の宗教から個の自覚」というスローガンから一番遠いところに置かれている。だから帰敬式という一つの選びを大切にすべきだと考える。

■得度について、9歳という自覚的でない年齢で息子を僧侶にしていく住職の態度というものもまさに世襲制の問題の根底にある。

「個の自覚」を求め同朋会運動を進めてきた教団が、男女ともに9歳得度にしたことが問題であり、男も20歳での得度にすればよいのであるし、そういう方向で考えていくべきである。

■自覚ということと、得度年齢制限の設定ということは難しい問題である。

■教団問題によって、宗門の主体は誰か、寺院とは、住職とは、ということが危機感をもって問われてきたはずである。そのことがこの坊守制度を通していよいよ鮮明になってきた。新宗憲で「同朋」ということが謳^{うた}われたが、残念ながらその「同朋」ということにおいて女性が念頭になかった。本来この言葉に照らされて寺院や僧侶・寺族の関係性が問われているのである。一緒に「同朋」ということを考える中で住職に集中してきた寺の役割を皆で広く分担すればよい。「同朋」という理念の中であらゆる条例を検討し直す時期に来ているのではないか。

坊守制度に関連する意見

■坊守の仕事や労働が見えなくなっている状況を見えるようにすることと、坊守に対する退職金等の保障制度の充実によって、坊守が夫や子どもに依存しがちな体質を克服する方途を考えていくべきである。

■将来的には坊守は誰がなってもいいが、夫婦で住職・坊守という立場の人を守る意味でも、現段階では坊守に任務と保障、選挙資格を付与していくことが大切である。

■現行の坊守制度がシングルに対応できないことなど、矛盾がある。それは、つまり男女が一对のカップルであることを前提とした条

例自体が矛盾を抱えているということである。

■坊守を教団として何の位置づけもせず、義務のみで権利が与えられてこなかった結果として、女性の声がまったく反映されてこなかったのが教団の現実である。

■婚姻は個人と個人の私的なレベルのことであり、それを教団の坊守制度という公の中に組み込んでいること自体が問題である。

■坊守としての資格・条件・権利を与えていくという一つの考え方と、女性が同じ立場で本当に解放されていくような教団を目指すという考え方の二つの大きな方向がある。

■(臨時措置条例の遵由効力期限である) 6月までに条件整備をして結論を出すのは時期尚早であるという意見もあるが、期限を延長すればさらによりよい結論が出るのか。また、出た結論に矛盾があった場合に、再度取り組み直せるような教団の状況があるだろうか。

■個人的には坊守制度は廃止すべきだと考えるが、段階論として坊守よりも住職の重要な補佐役として「秘書」を置き、寺院の雑務は住職を含めてみんなで分担すべきだと思う。この場合、「秘書」は重要な役職だから教師資格を必要とする。

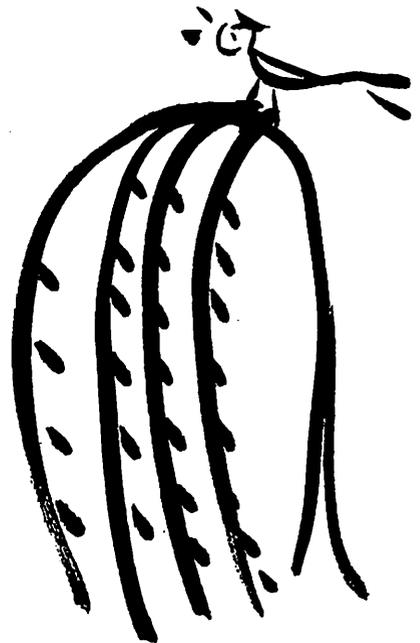
■坊守として寺院の重要な役割を担っているのに何の発言権もないということと、住職の配偶者を坊守と称することで自動的で否定できないことに問題を感じている人の二通りがあるのではないかな。

■最初は坊守にも何らかの資格が必要ではないかと考えていたが、夫婦であればなにごとにも共に生活を同じくするということでは、お互いに照らし合い凡夫として救われていくということがあるはずだから、そういう意味で

は、今は坊守が呼称であることでも納得がいくようになった。

■「坊守」は寺院という生活の場での呼称としてあってもよいと思う。坊守と資格ということと坊守の任務ということと一緒に考えると問題が複雑になる。

■現在、住職に大きな権限が与えられているが、「坊守にも資格を」ということになれば坊守も住職と同じように「高い所」に上がっていくような意識がでてくるのではと危惧する。



ゆらぎ

「ユーロ」の誕生によせて

年明け早々のある日、近くの郵便局での一こま。「ドイツにマルクで郵送したいのですが」という中年男性に、「マルクでは送れません。ユーロに換算して書類に記入し直してください」と女性局員。「先方がマルクと言っているので、マルクで送りたいんです」「それができないんです。全部ユーロ建てになっています」「じゃ、そちらで換算してくださいよ。こっちには分からないんだから」。ということで結局、女性局員がレート対照表を見ながら換算した数値を示すことで、男性の送金手続きは完了した。それは、遠いヨーロッパ域内の通貨統合という一大変化の現実性を、文字通り実感させられる情景だった。

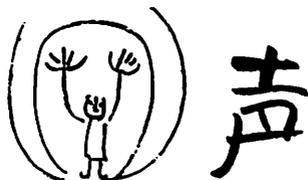
本年1月1日、欧州連合 (EU) 加盟15カ国のうち11カ国が、一斉に自国の通貨をユーロに切り替えた。20世紀最後の大事業といわれた欧州単一通貨の誕生である。人口にして約3億、それぞれの国内総生産 (GDP) の合計は日本の約1.5倍を擁する。歴史を溯れば、二度の世界大戦の舞台となって荒廃したヨーロッパの復興を目指して、まず52年に欧州石炭鉄鋼共同体が発足し、58年に経済共同体 (EEC) に、さらに67年に欧州共同体 (EC) として再編、そして

93年には政治統合をも視野に入れたEUへと、様々な曲折はありながらも欧州市場統合の道のりが辿られてきての今日只今の出来事である。その推進役を、先の大戦まで長らく敵対しあってきたドイツ、フランス両国が手を携えて担ったことはとりわけ感慨深く、ヨーロッパが、世界が、いま大きく動きつつ、グローバル化の歩幅を広げていることを思わずにはいられない。

ところでわが身边では、最近、親しくしている外国籍の友人が転居を余儀なくされた。玄関の郵便受けに、“××人は×国に帰れ!” のたぐいのピラを入れられ、さらに自宅周辺でストーカーまがいの嫌がらせが続けられたという。「日本に来てすでに十数年になるけれど、こんなに口惜しい、嫌な思いをしたのは初めて。でも負けません」といっていた彼女だが、度重なるにつれ、乳飲み子を抱える身に怖さが募ってきたのだという。それなど日常的によくあることだ、氷山の一角に過ぎないとも言われるが、いま思うだにいたたまれない事件であることに変わりはない。

国際化、グローバル化は、広くコンセンサスを得た現在のキーワードだとされているが、世界の動き、歴史の胎動への感性をゆるがせにせず、しかも自らの日々の暮らしの足元からそれを推し進めることの大切さを、自戒したいと思う。

大谷大学教授 松村尚子



言葉のひろがり

向井千秋さんが宇宙から「宙がえり 何度
もできる 無重力」と詠まれた上の句に対し、
下の句を公募されたところ14万4,700句が
届けられたと聞きました。その数の多さに驚
いています。重力の中に生きる私たちからそ
の想像の楽しさもあるのでしょうか、一つに
はその平易な言葉の問いかけに対する取り組
みやすさがあるように思います。

心を伝える手段として私たちは日常的に言
葉を使っておりますが、考えてみますと一つ
ひとつの言葉には、既に一つひとつの定義づ
けをしておいて、その範囲のやりとり
に終始していないのでしょうか。真宗に学んで
おりますと信心が要であるという教えをこう
むりますと、それは「如来より賜わりたる信
心」であるのですが、一般的に「信心」と言
いますと「私が信じる心」であり、心の中か
らおこるもの、という立場をとります。

一つの言葉でありながら方向が違うのです
から、当然の事ながら見える世界が違ってき
ます。どちらから物を見るかどのような視点
でとらえるのか大きな分かれ道ではないで
しょうか。また、言葉に最初の定義づけをして
しまいますと、そこでとどまってしまう、そ
の言葉の別のはたらきを、なかなか見ようと

しないものですが、身を飾るかのように多く
の言葉を取り込もうとすればする程、逆に言
葉は小さくなってしまいます。

たとえばここにコップがあるとします。水
を入れて飲めばそれはコップですが、そこに
花を挿せば、ガラスの花瓶となります。この
事は同じ物であってもその働きによって名前
が違ってくるということを教えてはいないで
しょうか。

つまり物は、もっているはたらきを通して
初めて意味をもつものであり、それに応じた
名前が与えられるという事になります。気を
つけていないと物事の一面だけをとらえて物
の一つの名前しか知らないで過ごしてしまう
という恐れがあります。言葉の色々なはたら
きを見つめ直すという意味において、今回の
向井さんの記事には幾つかのヒントをいただ
いたような気がします。

人々が「無重力」という言葉から、そのは
たらきを14万4,700通りも見出だされたとい
う事の上に、応募にはいたらなくとも、考
えて見た、とおっしゃる人の数を重ねて考え
てみますと、言葉のもつひろがりの大きさに
ただ圧倒されてしまいます。

下の句 特選

「湯船でくるり わが子の宇宙」

「水のまりつき できたらいいな」

(滋賀県彦根市 大照里美)

本の紹介

『福祉ってなあに』

ホルム麻植佳子 著 ふたば書房

看護婦という立場から介護、子育て、性教育、健康問題そしてスウェーデンの福祉事情と広いテーマをとおして、日本の福祉事業の問題性と私たちの福祉に関する誤った認識を厳しく問いただしてくれる。その根底に、人間として生きるとはどういうことか、そして女と男にどのような関わり方が願われているのかという、人間の根元的な問いと、いのちへのエールが流れている。これからの生き方を問う意味でお薦めしたい一冊。

『全力疾走した男たち』

中村 彰 著 近代文芸社

—企業戦士の男性学—

「男たちよ！ もっと利己主義になろう。心の奥底に仕舞い込み自分で封印してしまった“心の叫び”“ホンネ”に耳を傾け、自分の気持ちに忠実になろう。たった一度の人生を、自分のために生きようではないか。」(本文より)

「夫と同じ墓に入りたくない」という女性たちの声の中に男として夫としての自分自身の問題を悟ったという著者は、仲間たちとメンズセンター（大阪）を設立し、メンズリブの活動を続けている。本書をとおして、既存の「男らしさ」に囚われることなく「自分らしく生きる」ということの意味を、今日の全力疾走の男たちに問いかけてくる。

▶ 女性室に新しいスタッフが加わりました。 (1999年1月10日付)

■巨津 善祐 (おおづ ぜんゆう) 大阪教区明福寺住職

1959年生まれ。母、妻、子の3人。

9歳の時、前住職が半身不随の病気のため、お手伝いの感覚で得度し、少しでも親の役にたつようと単純に法務を手伝うようになる。一方、スポーツが好きで将来スポーツ選手になりたくて、寺を継ぐことに反発するようになるが、29歳の秋、体調を崩し検査の結果、癌告知を受けそれによって自分の命、死等、危機感をもって考えることにより真宗に出会ったような気がする。あれから10年危機感が消えては出てきて、出てくれば消える日々である。スタッフを受けるにあたり、自分自身の問題として受け止め歩んでいきたいと思っている。

■松本 良平 (まつもと りょうへい) 京都教区浄教寺衆徒

1951年生まれ。

一人ひとりの人がもっと沢山、自由・選択できる「場」が、これからの語らい、方向の中で、生み出されてくればと思っています。

同時に、目的のための手段が、いつのまにか固定化し絶対化していつか風が流れなくなってしまうことの「恐れ」も持ち続けられたらと思っています。

1998年女性室活動日誌

【女性室会議・公開講座等】

- 1月13日 第22回女性室会議
- 1月30日 第23回女性室会議
第4回女性室公開講座
- 2月9日 第24回女性室会議
- 2月23日 第25回女性室会議
- 3月6日 第26回女性室会議
第5回女性室公開講座
- 3月20日 公報誌『あいあう』第2号発行。
- 4月23日 女性室スタッフ自主会議
- 5月14日 第27回女性室会議
- 5月29日 第28回女性室会議
- 6月24日 第29回女性室会議
- 7月14日 第30回女性室会議
- 7月24日 第31回女性室会議
- 7月29日 第1回女性会議(～7月31日)。
- 8月20日 第32回女性室会議
- 9月1日 第33回女性室会議
- 9月11日 第34回女性室会議
- 9月29日 第35回女性室会議
- 10月6日 第36回女性室会議
- 11月1日 公報誌『あいあう』第3号発行。
- 11月4日 第37回女性室会議
- 11月24日 第38回女性室会議
1998年度第1回女性室公開講座
- 12月9日 第39回女性室会議
- 12月21日 第40回女性室会議

【スタッフ派遣】

- 1月20日 京都教区坊守会研修会
- 2月20日 大阪教区研修会
- 3月4日 四国教区研修会
九州連区研修会

- 3月16日 鹿児島教区研修会
- 5月18日 岡崎教区坊守会研修会
- 5月26日 仙台教区坊守会研修会
- 6月4日 三条教区同朋会議にスタッフ派遣。
- 6月12日 東京教区研修会にスタッフ派遣。
- 6月23日 浄土真宗本願寺派東京教区「寺族女性会議」
- 9月5日 非戦・平和沖縄研修会
- 9月29日 京都教区「制度検討委員会」
- 10月9日 四国教区研修会
- 10月22日 四国教区研修会
- 10月30日 久留米教区坊守会研修会
- 11月13日 久留米教区研修会
- 11月16日 四国教区坊守会研修会
- 12月10日 山形教区同朋会議
高田教区研修会
- 12月11日 大聖寺教区坊守会研修会

* 編集後記 *

「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」の遵由効力期限が間近に迫っております。この2年間様々な声や人と出会いました。その意味で貴重な2年間だったといえます。皆さんはどんな出会いがあったでしょうか。

今あらためて『大無量寿経』の中に「願文」がたてられてあることの大切さを感じます。どんな世界が願われており、それをうけて私はどういう世界を願っているのか、常にそこにたちかえることによって、座り込もうとしている私たちのあり方から、もう一度立ち上がる力が湧いてきます。とまどい、迷いながらも歩み続けていけることの確かさを知らされます。(見)

◎本誌3号に下記の誤りがありましたので訂正し、お詫びします。

- P.7 右段 9行目 1879年(明治12)→1886年(明治19)
15行目 (明治19)→(明治23)
- P.17 枠外右下 1行～2行目の“同上”をとる。

◇女性室公報誌 **あいあう** 第4号◇

発行 1999年4月30日
 発行人 木越 樹
 発行所 真宗大谷派宗務所 組織部女性室
 〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上ル Tel.075-371-9187

表紙絵・カット 加藤 伝 (KATO TSUTAU)